

## 議 事 録

会 議 名	令和4年 第7回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和4年7月25日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝 計8名 農地利用最適化推進委員：中部地区 相原善久 南部地区 小島新弥 計2名		
欠席委員	農業委員：無、農地利用最適化推進委員：北部地区 大久保泰明		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定解除の届出について 日程 第3 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和4年 第7回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立 しております。 本日の議事録署名人に、7番と8番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法5条の規定による許可申請について、議案番 号49号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：(議案番号49号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内の市街化調整区域内にあ る農地2筆です。転用事業の内容は駐車場で、近隣の運送事業者が事業拡 大により本社敷地内にある駐車場が手狭となったことから、近隣で適地を 探していたところ、本社との位置関係や道路環境、高速道路へのアクセス 等が良好である当該地について、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、 農地転用許可申請に至りました。譲受人は転用工事を実施する資力も あり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の 判断基準となる立地基準は、市街化区域から500m以内で一団の農地の 規模が10ヘクタール未満であることから第2種農地となります。許可の 基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによ り当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合 は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地 でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので 受理いたしました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並 びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番：先日事務局職員と現地確認しました。しっかり手続きや整備をされるとの ことですので問題ないと思います。</p>		

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号49号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、議案番号50号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号50号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地区農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は、農家の分家住宅の建設で、譲渡人との間で使用貸借権を設定する予定です。また、市街化区域に所有している土地はありません。予定地は両親の家が近距離にあり、生活するうえで相互に協力することを希望して申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地の前面道路に給水管及び下水道管が埋設されており、500m以内に医療施設(歯医者)と公共施設(公園)が存することから第3種農地となります。

許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員からの補足説明ですが、当案件につきましては、7番の代わりに私が現地調査を行いましたので、私の方から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：先日事務局職員と現地確認しました。当該地は、住宅地の真ん中に存する農地です。その畑の一部に親族の農家分家住宅を建設するということで、特に問題ないと思います。

会 長：それではこれより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号50号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定解除の届出について、報告番号46号～48号の3件、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号46～48号を朗読)

(説明) 当案件は、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出により、同一の賃借人により、各々の賃貸人との間で、報告番号46号が令和3年3月1日～令和6年2月29日まで、報告番号47号が令和2年10月1日～令和5年9月30日まで、報告番号48号が令和2年4月1日～令和5年3月31日までの期間、利用権が設定された農地4筆です。当農地について、賃借人の破産手続開始の決定を受けて耕作の事業の用に供することができなくなったことから、賃貸人より賃貸借の解除の届出がありました。

	<p>た。いずれも記載事項等に不備はございませんでしたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。なお、土地の引き渡しの時期は令和4年7月31日です。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告番号46号～48号の報告事項については了承されたことといたします。次に日程第3、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号49号～50号の2件、日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号51号～55号の5件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり5件、それぞれ届出がありました。 いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後にその他質問等がありますでしょうか。</p> <p>7 番：駐車場として農地転用された土地について、場所によっては、トラックの後輪より後ろ部分が敷地をはみ出し、水路の上に出ているものが見受けられる。生産組合の方からは、水路の草刈り等管理に支障が生じているとの話を聞いているので、何か指導等できないのでしょうか。</p> <p>事務局：今後農地転用許可申請の許可指令書を渡す際に、土地利用計画図通りの使用について遵守するように申し添えます。また、現在水路等にはみ出しているトラック等のある場所については、各町管理者に情報提供し指導を進めて参ります。</p> <p>会 長：その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和4年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和4年第7回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 相田 孝

議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、令和4年8月25日、承認・署名を得て確定しました。